

12月1日から運転免許証に 旧姓(旧氏)が併記できます

氏名	免許 太郎 [石川太郎]	平成	年 4 月 1 日生
住所	石川県金沢市東蚊爪町丁目1番地		
交付	令和01年 05月 01日	45	
有効期限	2024年(令和06年)05月01日	有効	
免許の 条件等		運転	
番号	第 123456789012345	種	
二小種	令和01年 05月 01日	種類	大型 中型 準中型 普通 大特 大魚 普自
他	令和01年 05月 01日		小特 原付 大二 中二 普二 大特三 大魚三 引三
二種	令和01年 05月 01日		

氏名の後に旧姓(旧氏)を使用した氏名が表示



〇〇〇〇〇
公安委員会

※ 画像はイメージです

- 旧姓が併記された免許証は、
 - ・免許証の更新時に作成する場合
 - ・免許取得（追加）時に免許証を作成する場合
 - ・氏名を変更し免許証の記載事項変更届と同時に（後日でも可）に再交付申請する場合に作成できます。（免許証を作成せず、お持ちの免許証の裏面に表記することも可能です。）
 - 必要なものは、
 - 旧姓（旧氏）が記載された
住民票、又はマイナンバーカード
（そのほか免許証の作成を伴う場合は手数料が必要です。）
- ※詳しくは運転免許センター（076-238-5901）までお問い合わせください。